

第1問 （50点）

以下の設例を読んで設問に対して答えなさい。

- 2016年4月14日、賃貸マンションを経営するAは、事業資金として、X銀行から期間1年、利息年5%、利息のみ各月均等払の約定（利息の支払を怠ると期限の利益を失うとの特約付）で1000万円を借り受けた。Aは、この債務（以下、この被担保債権を「α債権」という）を担保するため、自己が所有する甲建物（賃貸マンション）に抵当権を設定し、翌日、抵当権設定登記をした。
- 甲には、同日時点で、Y₁を始めとする30世帯が賃借人として居住していた。また、Y₂は同年5月20日に、空室になった甲の居室につきAとの間で賃貸借契約を締結し、契約締結日に引渡しを受けた。
- 甲のどの居室も賃貸借契約の内容は次のように統一されていた。

- ① 賃借人は、各月の賃料20万円を前月末までにAに支払う。
- ② 賃貸期間は3年とする。ただし、賃借人は、契約期間中でも解約できる。途中解約をする場合、賃借人は、当月の10日までにAにその旨を書面で知らせなければならない。この場合には、賃貸借契約は当月末に終了する。賃借人が10日以降に解約の通知をしたときは、賃貸借は翌月末に終了する。
- ③ 賃借人は、敷金として60万円を契約時に支払う。
- ④ 賃借人は、甲の維持修繕協力金として、契約時に50万円を支払う。
維持修繕協力金は、災害などにより甲に急な修繕の必要が生じた場合に備えて賃借人がAに預託するものであり、契約終了時にAは利息を付さずに全額を賃借人に返還する。ただし、Aにつき、強制執行や倒産手続開始の申立てがあったときは、Aは直ちに返還するものとする。

- 2016年末に、Aは、経営状態が悪化し、利息をXに支払うことができなくなった。Y₁、Y₂は、Aの経営状態が思わしくないとの噂を耳にしたため、2017年1月末に2月分の賃料を支払ったのを最後に、賃料の支払をやめ、現在に至っている。
- Xは、同年6月中旬、甲に対する抵当権の物上代位の行使として、Y₁、Y₂に対するAの同年3月分以降の賃料債権につき差押えを申し立て、同月26日に、差押命令がY₁、Y₂にそれぞれ送達された。
- Y₂は、Aとの賃貸借を継続することに不安を感じ、同年7月9日に、Aに対し、賃貸借を解約する旨の書面による意思表示を行った（同日Aに到達）。Y₂は、同月末に甲から退去する予定であるが、敷金も修繕協力金も返還されるかどうかわからない。
- Y₁らが相殺などを主張して、いずれもXの取立てに応じなかったため、Xは、同年7月15日に、Y₁、Y₂を相手として、差押債権の支払を求める訴訟を提起した。
- Y₁は、現在も甲に居住している。

【設問】

8月末に言渡しが予想される判決で、XのY₁、Y₂に対する請求は認容されるか。

第2問 (50点)

以下の設例を読んで設問に対して答えなさい。

【設例】

1. 大阪と京都を結ぶ鉄道を経営する甲鉄道会社は、京都市内にある乙駅付近の踏切が交通渋滞の原因となっているため、線路の高架工事を実施することにし、この工事をY建設会社に発注した。
2. Yは、2012年5月より工事に着手し、2013年10月の時点では、高架の橋脚がほぼ完成し、工事は、橋脚の側に足場を組んで、橋脚上部に線路を敷設する段階に移っていた。
3. 2013年10月5日午前11時頃、京都地方に震度4の地震があり、市内に大きな被害は出なかったが、Yの高架工事現場の足場が崩れ、A、B、Cの3人がこの事故に巻き込まれて死傷した。
4. Aは、Y会社の従業員であったが、作業中に、本件事故による落下物が頭部にあたり、病院に運ばれた。負傷の程度は頭蓋骨にひびの入る重大なものではあったが、普通の人であれば、命に別条はなく、約1カ月の入院加療で完治する程度の負傷であった。しかし、Aは脳の血管に瘤があり、それが頭部強打によって破裂し脳出血を起こしてしまい、事故の3日後に死亡した。この瘤は、それだけでは何の症状も生じさせるものではないために、Aもその家族も、その存在について事故まで知らなかった。また、事故がなかった場合、瘤が破裂して死亡等の重大な事態になるか、あるいは、Aが平均的な寿命に達するまで何の障害も生じないですんだものかは、明らかでない。Aには妻Dがいる。
5. Bは、Y会社の下請であるE工務店の従業員であるが、Eから派遣されて、1年前から、この現場で、Yの現場監督者の指揮の下でYの従業員と同様の作業に従事していたが、崩れ落ちた足場の下敷きになって即死した。Bには、妻Fと未成年の子Gがいる。
6. CはY会社の取引先であるH金属加工会社の従業員で、YがHから購入した鋼製のパイプをH社のトラックで工事現場に配送し、Yの現場監督者の指示で、Yの従業員らと一緒に荷卸し作業中に、事故に巻き込まれて、右腕と右肩を骨折した。H会社はYと継続的な取引関係があり、Cはこれまで何度も資材をYの現場に搬入したことがあり、その都度、Yの現場監督者らの指示で、Yの工事現場内で資材の荷卸し・運搬の作業を行っていた。
7. 事故後、原因調査が行われ、震度4程度で、工事現場の地上に組み上げられていた足場が崩れたことから、足場に何らかの欠陥があったことが推認されるものの、足場のどこに問題があったかは、結局、明らかにならないままであった。調査結果は関係者(死亡者の遺族や負傷者本人)に、2013年11月末までに、報告されている。

【設問】

この事例において、Aの妻D、Bの妻Fと子のG、Cは、Yに対して、どのような法的根拠に基づいて、どのような内容の損害賠償(賠償額については検討しなくてよい)を請求できるか。Yの側からなされる反論を踏まえて検討しなさい。労災補償に関する法律については検討しなくて良い。なお、現在は、2017年7月24日である。